

令和元年度第1回 静岡地域医療構想調整会議

日時 令和元年7月3日(水) 午後7時15分
場所 静岡市城東保健福祉エリア 保健福祉複合棟
3階 第1・2研修室

次 第

○ 議 題

- 1 調整会議の協議のポイント
- 2 医師確保計画の策定について
- 3 平成30年度病床機能報告結果と定量的基準について
- 4 静岡市の医療提供体制の現状について

○ 報 告

- 1 地域医療介護総合確保基金について
- 2 非稼働病床等を有する医療機関の状況について

○ その他

【配布資料】

座席表、構成員名簿、設置要綱

資料1：地域医療構想調整会議 令和元年度の主な協議予定事項

資料2：医師確保計画の策定について

資料2-2：静岡県医師確保計画 骨子（静岡保健医療圏）

資料3-1：平成30年度病床機能報告の集計結果の状況

資料3-2：病床機能報告における定量的基準「静岡方式」の導入

資料3-3：平成30年度病床機能報告 定量的基準に基づく試算結果

資料4：静岡市における二次救急病院群当番制に係る当番日数の推移

資料5：地域医療介護総合確保基金（医療分）

資料6：平成30年度病床機能報告

資料1別冊1：医師確保計画策定ガイドラインの概要

参考資料：浜松医科大学地域医療支援学講座

令和元年度 第1回静岡地域医療構想調整会議座席表

傍聴席

水野委員 (代理)
 藤井委員
 田中委員 (代理)
 宮下委員

中田委員
 相川委員

石山委員
 磯部委員

萩原委員

牛之濱委員
 柴田委員

名波委員
 前田委員

秋山委員
 片山委員

竹内 事務
 毛利 事務

日野委員
 村上委員

出入口

健康福祉部
 藤原 部長代理
 岩間委員
 袴田委員 (議長)
 加治委員
 鈴木委員

事務局

秋山 地域医療課長
 鈴木 医療健康局長
 奈良 健康福祉部参事

令和元年度第1回静岡医療構想調整会議委員名簿

No	所属団体名	役職	氏名	備考
1	静岡市静岡医師会	会長	袴田 光治	
2	静岡市清水医師会	会長	村上 仁	
3	庵原医師会	会長	日野 昌徳	
4	静岡市静岡歯科医師会	会長	片山 貴之	
5	静岡市清水歯科医師会	会長	土谷 尚之	新任 欠席
6	静岡市薬剤師会	会長	秋山 欣三	
7	清水薬剤師会	会長	柴田 昭	
8	静岡県看護協会（静岡支部）	支部長	牛之濱 千穂子	新任
9	静岡赤十字病院	院長	磯部 潔	
10	静岡済生会総合病院	院長	石山 純三	
11	地方独立行政法人静岡市立静岡病院	理事長	宮下 正	
12	静岡県立総合病院	院長	田中 一成	代理事務部長 北詰 秀樹
13	静岡市立清水病院	院長	藤井 浩治	
14	J A 静岡厚生連静岡厚生病院	院長	水野 伸一	代理事務長 藤枝 和彦
15	J A 静岡厚生連清水厚生病院	院長	中田 恒	
16	独立行政法人地域医療機能推進機構桜ヶ丘病院	院長	相川 竜一	
17	静岡県慢性期医療協会（白萩病院） 静岡県老人保健施設協会（萩の里）	理事長	萩原 秀男	
18	静岡県精神科病院協会（溝口病院）	会長	溝口 明範	欠席
19	静岡県保険者協議会 （全国健康保険協会静岡支部）	企画総務 グループ長	名波 直治	
20	静岡県老人福祉施設協議会 （特別養護老人ホーム 蜂ヶ谷園）	施設長	前田 万正	
21	静岡市保健福祉長寿局	保健衛生 医療部長	鈴木 宏和	
22	静岡市保健所	所長	加治 正行	
23	静岡県中部保健所	所長	岩間 真人	
オブザーバー				
24	静岡県病院協会	会長	毛利 博	
25	浜松医科大学特任准教授	地域医療構想 アドバイザー	竹内 浩視	

静岡地域医療構想調整会議 設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第30条の14第1項に定める「協議の場」として静岡地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (3) 地域医療構想の推進に向けた取組（地域医療介護総合確保基金事業等）に関する事項
- (4) その他、在宅医療を含む地域包括ケアシステム、地域医療構想の達成の推進に関する協議

(委員)

第3条 調整会議は、静岡県中部保健所長が委嘱する委員をもって構成する。

2 調整会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 議長は、調整会議の会務を総理する。

4 議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第5条 調整会議は議長が招集する。ただし、設置後最初の調整会議は、静岡県中部保健所長が招集する。

(議事)

第6条 議長は会議を主宰する。

2 議長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、特定の事項について、関係のある委員のみで開催することができる。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、静岡県中部保健所地域医療課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年5月25日から施行する。